

倉吉市公告第 12 号

公募型プロポーザル方式により、倉吉市議会デジタル議会運営システム導入業務の受託者を
選定するため、次のとおりその要領を公告する。

令和7年5月 16 日

倉吉市長 広田 一恭



倉吉市議会デジタル議会運営システム導入業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「倉吉市議会デジタル議会運営システム導入業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 倉吉市議会デジタル議会運営システム導入業務
- (2) 業務内容 別紙「倉吉市議会デジタル議会運営システム導入業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年12月26日(金)まで
(ただし、議場設備機器については、令和7年10月17日(金)までに設置すること。)

3. 予算額

委託料の上限は 20,900,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

4. 実施形式 公募型プロポーザル

5. スケジュール

令和7年5月16日(金) 公募開始
令和7年5月23日(金) 質疑受付締切
令和7年5月26日(月) 質疑に対する回答
令和7年5月29日(木) 参加申込書等の提出締切
令和7年5月30日(金) 参加資格審査結果の公表
令和7年6月 6日(金) プレゼンテーション審査

6. 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

- (4)国又は地方公共団体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5)国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている者でないこと。
- (7)(6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (8)過去5年間(令和2年度～令和6年度)に地方公共団体(市区町村に限る。)において同様の業務を受託した実績がある者であること。

7. 見学会(希望者のみ)

- (1)開催日時 令和7年5月22日(木)午後3時開始
- (2)場 所 議場等

＊事前に倉吉市議会事務局まで会社名と参加人数(3名以内)を連絡すること。

＊簡易な質問以外は応答しない。

8. 質疑・応答

- (1)提出方法 電子メールによる(様式は任意)。電話での質問には応じない。
- (2)提出期限 令和7年5月23日(金)午後3時まで(必着)
- (3)提出場所 倉吉市議会事務局
- (4)回答方法 令和7年5月26日(月)午後5時までに本市ホームページにて回答を公開する。

9. 参加申込の手続き

- (1)提出書類及び必要部数

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書(様式1)……………1部

イ 企画提案書……………正本1部(要押印)・副本7部(押印不要)とする。

企画提案書には次の内容を記載すること。

(ア)業務の基本方針

(イ)本市の現状分析

(ウ)業務スケジュール

(エ)業務体制(スタッフ数)

(オ)トラブル時のバックアップ体制

(カ)後年度に発生する経常的経費の有無及びその金額

ウ 会社概要書……………イに同じ

様式は問わないが、会社の規模や業務内容等について記載のこと。

エ 参考見積書……………1部(要押印、要封緘)

参考見積書は、別添「倉吉市議会デジタル議会運営システム導入業務仕様書」により作成することとし、任意の書式とするが、消費税を含めた全体の金額を明記すること。また、各経費の内訳、積算根拠を記入すること。

オ 業務実績書(様式2)……………7部

カ 議会運営システム導入業務受注実績書(様式3)……………7部

キ 主担当者経歴書……………7部

様式は問わないが、主に議場システムの構築、改修等について記載のこと。

ク 業務体制報告書(様式4)……………7部

※ 提出書類は全てA4(A3の折込みも可)横書きで統一し、2点綴じすること。なお、既存の会社パンフレット等は、これ以外の様式も可とする。

(2) 提出期限

令和7年5月29日(木)午後3時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。

(4) 提出先 倉吉市議会事務局

10. 審査及び選定

参加申込事業者が6者以上の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を5者程度に選定する。

参加資格審査結果は、令和7年5月30日(金)に、本市ホームページにて公表する。

(1) 日 時 令和7年6月6日(金)午後1時30分

(2) 会 場 倉吉市役所 本庁舎3階 会議室

(3) 選定方法 プレゼンテーション審査は原則公開で行う(審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない。また、社会情勢等により傍聴を中止する場合がある。)ものとし、全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、選考委員会による審査を行い、第一優先交渉事業者及び次点事業者を選定する。選定結果は概ね1週間以内に文書により通知し、本市ホームページにて公表する。なお、第一優先交渉事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

11. 委託内容の決定

審査会により選定された第一優先交渉事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。

契約に当たっては、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、全ての提案内容が反映されるとは限りません。第一優先交渉事業者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とします。

12. 留意事項

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された全ての書類は、返却しない。

イ 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

(2) 情報の公開及び提供

市は、提案事業者から提出された企画提案書等について、倉吉市情報公開条例(平成13年倉吉市条例第24号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの第一優先交渉事業者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案事業者の負担とする。

やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を倉吉市に請求することはできない。

(5) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、倉吉市議会事務局に提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「3. 予算額」にある額を超過した場合

(7) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(8) 提案事業者は、公募型プロポーザル審査の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

13. その他

(1) プレゼンテーションの時間は、1提案事業者当たり 30 分以内(提案 20 分、質疑は 10 分を基本)とし、準備・後始末は別に5分程度とする。

(2) 説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。

(3) 出席者は1提案事業者当たり5名以内とし、うち1名は受託した場合における主担当者であること。

(4) スクリーン及びプロジェクター以外の必要な機器については、提案者で用意すること。
(スクリーン及びプロジェクターを持ち込むことも可能)

14. 問合せ先

倉吉市議会事務局 総務係 谷田

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地

TEL:0858-22-8145(直通)

FAX:0858-22-8146

E-mail: gikai@city.kurayoshi.lg.jp

倉吉市議会デジタル議会運営システム導入業務 仕様書

1 概要

(1) 目的

倉吉市役所2階議場における老朽化した音響及び映像設備機器等の更新を行い、円滑な議会運営の実現を図るものである。また、本会議の審議状況を、議会を傍聴することができない市民等への音声及び映像の送出を行えるシステムもあわせて構築し、議会の「見える化」を推進するもの。

(2) システム内容

「2 基本要件」「3 設備機器の概要」「4 カメラ・マイク・テロップ操作システム用パソコン」「5 発言残時間表示システム用パソコン」「6 音声・画像の記録・保存等」「7 カメラ・マイク・テロップ等の操作方法」「8 配線経路及び作業等」「9 その他」のとお

(3) 設置場所

倉吉市役所 本庁舎 2階 議場（倉吉市葵町7-2-2番地）

(4) 業務期間

本業務の期間は、本契約締結日の翌日から令和7年12月26日（金）までとする。

（ただし、議場設備機器については令和7年10月17日（金）までに設置すること。）

2 基本要件

事業の目的を達成するために必要となる音響及び映像設備機器の整備項目は、下記のとおりとする。

①本市議会の議場について、音声、映像、録音・録画システム、残時間表示計システムの更新を行う。

②本市ではケーブルテレビによる放送委託を行っており、システム更新後の音声及び映像を放送会社へHD-SDIにより提供できること。

＜ケーブルテレビ放送会社＞

会社名：日本海ケーブルネットワーク株式会社

住所：倉吉市上井町1丁目156

TEL：0858-26-6131

担当：荒木氏

③ケーブルテレビの放送会社へ提供する映像には庁舎内で別途撮影する手話映像も表示できること。

- ④新たなシステムの導入において、不要となる既存機器等の撤去を行うこと。
- ⑤機器等は省電力、省スペース及び安易にメンテナンスが可能であること。
- ⑥システムの操作については簡単に操作ができる機器及びシステム構成であること。
- ⑦映像と音声との遅延を補正する対策を講じること。
- ⑧本仕様書によるシステム導入に係る設置・調整・新設配線・撤去・搬入費用等全てを参考見積書に含むこと。また、本仕様書に明記がなくとも、施工上、機能上、構造上必要と認められるものは、本仕様書に含めるものとし、それに係る経費は、受注者の負担とする。
- ⑨今後 YouTube 配信を行うことを見据えた構成とすること。YouTube 配信用パソコン、エンコーダーの調達は本業務には含めないこと。

3 設備機器の概要

(1) 議場カメラ設備（参考型番：AW-UE50W）

- ①議員席・議長席・演壇・執行部席等の撮影用として回転台一体型 4 K カメラ 3 台を設置するものとする。ただし、カメラを設置する前に画角検討を行い、本会議の審議状況の中継業務に支障が生じないかを、倉吉市と協議及び確認し、調整して、設置するものとする。
- ②撮像素子は 1/2.5 型 4 K MOS であること。
- ③レンズは光学 20 倍以上のズーム機能を有すること。
- ④映像出力は HD/SD-SDI を有すること。
- ⑤プリセット位置はカメラ 1 台当たり、100 か所以上記憶できるものとする。
- ⑥カメラのパン、チルト、ズームの操作、プリセットの呼び出しがソフトウェアから外部制御ができること。
- ⑦パン/チルト動作範囲はパン±175°、チルト-30°～+90°以上で、動作スピードはマニュアル最高速 90°/s 以上であること。

(2) 議場マイク設備（参考型番：ATUC-50DUa、ATUC-M59H、ATUC-VU）

- ①有線方式とし、パソコンから個別制御が行えること。
- ②会議マイクユニットと汎用の LAN ケーブルで接続通信が可能であり、接続方式はデジチーチェーン接続、リング接続が選択できること。
- ③マイクユニットは 35 台とする。内訳は議長席 1 台、演壇 1 台、発言者席 1 台、議員席 17 台、執行部 15 台とする。
- ④マイクユニットはスピーカー及びヘッドホン端子を有すること。
- ⑤ロングタイプ（長さ 580mm 程度）を 35 本とし、必要に応じて、容易に標準タイプ（長さ 430mm 程度）と取り替えることができるものとする。
- ⑥発言可能時にはマイクの LED リングランプが点灯すること。

- ⑦最大同時発言者 10 名以上であること。
- ⑧後押し優先、先押し優先の設定が行えること。
- ⑨基本的なマイク操作は事務局職員で操作を行うが、全てのマイクユニットにおいて手動での操作が可能であること。
- ⑩マイク本体は既設のものが活用できれば有効活用すること。
- ⑪各マイクユニットの音声・制御を点検するための自動点検機能を有すること。
- ⑫議場内及び傍聴席も含め、明瞭度の高い拡声とハウリング対策のための機器選定及び音響調整を行うものとする。明瞭に聞こえるかどうかは倉吉市が判断するものとする。
- ⑬マイク本体は耐久性の高い金属製であり、2 か所以上曲げられること。
- ⑭議員席の 17 台は電子投票機能を有すること。
- ⑮ワイヤレスのハンドマイクを 2 台設置すること。

(3) スピーカー設備（参考型番：GF82I、Mezzo604A）

- ①スピーカーは場内に 4 台設置し、アンプも更新すること。
- ②既設スピーカーが活用できれば有効活用すること。
- ③音声のノイズ、ハウリング等が起きないよう音質に十分配慮すること。

(4) モニター設備

議場内の指定された場所に、98 型の液晶薄型ワイド 4 K カラーモニターを 1 台と、65 型の液晶薄型ワイド 4 K カラーモニターを 2 台と、議長席、局長席、演壇席に 10 型の小型液晶カラーモニターをそれぞれ 1 台の合計 6 台を設置するものとする。各モニターの表示内容については倉吉市に提案するものとする。設置に伴い、取り付け箇所の下地補強や取り付け金具等が必要な場合は、本契約に含むものとする。

4 カメラ・マイク・テロップ操作システム用パソコン（参考型番：S0-KS-I2）

カメラ・マイク・テロップ操作システム用パソコンは、下記の要求項目を満たすものとし、議場内操作席に設置すること。既設のマイク操作システム、残時間システム等は撤去するものとする。

- ①パソコンはデスクトップパソコンとすること。
- ②ディスプレイは 23 型程度の液晶ワイドカラーでタッチパネル式とし、マウスやキーボードと併せて両方で操作ができるものとする。
- ③OS は Windows 11 Pro 以上であること。
- ④CPU は Intel Core-i7 第 13 世代以上であること。
- ⑤メモリーは 32GB 以上実装されていること。
- ⑥瞬停対策として、必要な容量を有する無停電電源装置を設置するものとする。

5 発言残時間表示システム用パソコン（参考型番：S0-KS-T2）

発言残時間表示システム用パソコンは、下記の要求項目を満たすものとし、局長席から残時間の操作が行えるように設置すること。

- ①局長席に加え、議場内操作席からも操作が行える場合は提案すること。
- ②議場に発言残時間などを表示するシステムであり、会派別残時間の管理ができるソフトウェアであること。
- ③各会派の質問持ち時間を、プログラムに記憶させることで、短時間で残時間表示を変えることができること。
- ④発言残時間、出退席カウント、現在時刻表示が1つの画面で表示できること。
- ⑤発言回数カウントも表示できるのであれば提案すること。
- ⑥発言残時間を使用しない時は非表示にし、出退席カウント、現在時刻表示のみの表示に切り替えすることが、カメラ・マイク・テロップ操作システム用パソコンから可能であること。
- ⑦議会独自の会派名および残時間（質問持ち時間）を登録できること。
- ⑧残時間は自由に秒単位まで設定入力できること。設定した時間は、指定のボタンを押すことで、議場の大型モニタに表示されること。
- ⑨ソフトの初期設定により、秒表示に切り替えする時間の設定、または、秒表示を使用しないという設定を指定できること。
- ⑩残時間のカウントダウンの開始は、指定の「スタート」ボタンで行い、カウントダウンの一旦停止は、指定の「ポーズ」ボタンで行うことができること。
- ⑪「スタート」ボタンを押すと、議場の大型モニタの発言残時間部分左横に、「作動中」を意味する、「赤丸」が表示されること。
- ⑫「ポーズ」ボタンを押すと、議場の大型モニタの発言残時間部分左横に、「作動中」を意味する、「赤丸」の表示が消えること。
- ⑬「赤丸」の表示が消えているときに、別会派の「再生」ボタンを押すことで、別会派の持ち時間表示に変更できること。

6 音声・映像の記録・保存等

- ①民生用の Blu-ray レコーダー（HDD 容量 2TB 以上）を議場内の機器ラック内に設置し、OFDM 変調器から出力されている映像（審議の模様）を記録できるようにすること。
- ②業務用の IC レコーダー（SD カード・USB メモリー対応、複数メディアに同時記録可）を議場内操作席に設置し、審議の模様（音声）を記録できるようにすること。

7 カメラ・マイク・テロップ等の操作方法

カメラ・マイク・テロップ操作システム用パソコンは、議会運営に必要な下記の機能を有

するものとし、専門知識のない事務局職員1名であっても簡単に操作ができるものであること。また、下記の機能全てを動作保証が可能な機器の仕様及び構成であることとする。

(1) 操作

- ①液晶タッチパネルにより、マイク・カメラ・テロップの一連の操作が画面タッチまたはマウス・キーボードで操作が可能であること。なお、キーボードからの入力等やむを得ない場合を除き、すべてタッチパネルで操作ができること。

(2) 配信対象

- ①カメラ映像及び画像ファイル（静止画、動画など）のうち指定した1つの映像を配信対象に指定できること。さらにあらかじめ登録しておいた画像ファイル（静止画、動画など）を配信対象に指定できること。
- ②最終出力映像を分岐し、倉吉市が指定する場所に出力できること。

(3) 操作画面

- ①カメラ位置は、あらかじめプリセット可能であること。
- ②タッチパネルには、議場のレイアウトを表示する事が可能であること。
- ③カメラ映像及び画像ファイル（静止画、動画など）が確認でき、出力させたい映像表示画面にタッチすることで出力映像の切り替えが可能であること。
- ④カメラ映像の確認画面では、カメラ視点調整用のガイド線（例：画面を3行×3列に9等分する線）の表示ができること。また、議会開催中であってもカメラ視点を手動で調整できること。
- ⑤テロップ挿入を実行する前に挿入状況が確認できること。
- ⑥最終出力映像が確認できること。

(4) 映像効果作成機能

- ①カメラ映像の中に別のカメラ映像及び議員が使用するノートパソコン又はタブレット端末の画像ファイル（静止画、動画など）を、あらかじめ決めた位置、大きさで挿入して表示ができること。（ピクチャー・イン・ピクチャー機能）
- ②カメラ映像と別のカメラ映像又は議員が使用するノートパソコン又はタブレット端末の画像ファイル（静止画、動画など）を1画面の左右に表示できること。（ピクチャー・バイ・ピクチャー機能）
- ③カメラ及び議員が使用するノートパソコン又はタブレット端末の画像ファイル（静止画、動画など）の出力映像を一画面に合成して表示する機能があること。その際、任意のカメラ映像を一画面の下半分に表示するなど、倍率も含めた画面構成が可能であること。（マルチスクリーン機能）

- ④画面の隅にあらかじめ決められた位置・大きさの画像を、ウォーターマーク（著作権保護のための主映像に付加する情報、ロゴマークなど）として挿入できること。また、ウォーターマークの機能として、あらかじめ決められた時間（例：30 秒）に一度、画像を回転させ、作成者しか知り得ない情報を組み込むことができること。

（ウォーターマーク表示機能）

- ⑤カメラ及び議員が使用するノートパソコン又はタブレット端末の画像ファイル（静止画、動画など）の出力映像を切り替える際のトランジション（継ぎ目の処理）効果として、フェードイン表示、対角線回転表示が可能であること。（出力映像切り替え時のトランジション効果表示機能）
- ⑥出力映像を静止画としてファイル保存することが可能であること。（スクリーンショット機能）保存するスクリーンショットはテロップありとテロップなしを選べること。
- ⑦あらかじめ準備しておいた複数の静止画を、一定間隔（例：10 秒）で連続して表示することが可能であること。（スライドショー機能）

（5）テロップ機能

- ①テロップは議場を模したレイアウト画面の議席ボタンをクリックすることで、発言マイクに連動して発言者名称のテロップを映像に重ね合わせて表示できる機能を有すること。また、カメラ位置とは関係なくテロップを表示できる機能を有することとする。特に、同日に議席名とテロップが変更になる場合に対応するため、システムを再起動することなく簡単な操作で議席名とテロップを変更できることとする。
- ②発言者名称とは別に、議案、お知らせ、情報等を表示できることとする。また表示位置については、上下左右の調整が可能であること。
- ③発言者名称、議案等のテロップは、登録したテキスト文言より選択し表示することができることとする。
- ④テロップについて、プリセット入力ができると同時に、カメラ撮影中に随時、その場で入力した内容を即座に表示できることとする。
- ⑤テロップは全ての外字に対応していること。
- ⑥テロップは手動表示消去及びあらかじめ決められた時間表示したあと、自動で表示消去するように設定することが可能であること。
- ⑦テロップはキーボードから手動で入力することができること。
- ⑧テロップはカメラ映像、画像ファイル（静止画、動画）に対して、重ね合わせて表示できること。
- ⑨読み方が難しい発言者名などの固有名詞に対応するため、漢字表記の主テロップの上部に、主テロップより小さなフォントサイズにて、ふりがなテロップを表記できること。

(6) マイク音量操作

マイクの音量について、操作システム上から個別に調整ができること。

(7) 録音・録画の開始・一時停止・終了操作

「6 音声・映像の記録・保存」に記載の Blu-ray レコーダーおよび業務用 IC レコーダーに対し、操作システム上で録音・録画の開始、一時停止、完全停止操作ができること。

(8) 発言残時間・出席議員数・現在時刻の操作

カメラ・マイク・テロップ操作システム用パソコン又は発言残時間表示システム用パソコンで、議場内モニターに表示される発言残時間のスタート、ストップ、リセット及び議員数の増減表示操作が可能であること。

(9) その他

- ①運用レイアウト（座席配置図）を3パターン以上登録でき、座席名称の修正ができることとする。また、倉吉市が指示する運用レイアウトの基本パターンを納品時に登録するものとする。
- ②質問席からノートパソコン及びタブレット等を利用し、メディアファイル（静止画、動画）をカメラ・マイク・テロップ操作システム用パソコンに取り込めるようにすることとする。
- ③議場システムは上記仕様を満たすために必要な既存機器を有効活用するものとする。

8 配線経路及び作業等

- ①機器設置に伴う新たな配線経路及び再使用可能な配線経路については、契約後に倉吉市と協議のうえ決定することとする。
- ②マイク設備及びカメラ設備の配線は、原則として床下配線及び壁内配線とし、壁面設置の場合にはモール等を使用し壁面と同色に近い仕上げとすること。

9 その他

- ①納入及び作業のスケジュールについては日程表を提出し、倉吉市と事前に協議すると共にその指示に従うこと。
- ②放送・映像設備機器等の運用マニュアル（設計図面・配線系統図・配線経路図・操作マニュアル・操作マニュアルに沿った点検内容等）を2部作成するとともに、電子データとして収録したDVDを1枚作成するものとする。
- ③業務完了時には、各種試験成績書、機器納品伝票、本業務写真等を提出するものとする。詳細については、倉吉市との協議による。

- ④機器とシステムは、入札時点で最新の仕様及び製品を納入するものとし、初期不良については、速やかに新品と交換することとする。
- ⑤放送・映像設備機器の引き渡し後1年間は、通常の使用下での不具合が発生した場合においては、受注者の負担で放送設備機器の修理を行うこととする。
- ⑥本業務に際し、既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は、受注者の責任において現状に復旧すること。
- ⑦放送・映像設備機器等の取扱い説明会を行うとともに、直近の定例議会等に立ち会うものとする。なお、説明会及び定例議会等の立ち会い日程、回数については、倉吉市と十分協議を行うこと。
- ⑧放送・映像設備機器等の円滑な運用のため、倉吉市を支援するとともに、倉吉市からの調査依頼や資料請求等に対して迅速に対応することとする。
- ⑩既設機器等で不要となる放送・映像設備機器等については、倉吉市と協議の上、適切に処分を行うこと。これに伴う費用については、本契約に含むものとする。
- ⑪機器の撤去跡については、倉吉市と協議の上、目立たないように補修を行うこととする。これに伴う費用については、本契約に含むものとする。
- ⑫本仕様に明記なくとも施工上、機能上、構造上当然必要と認められる軽微なものは本契約に含むものとする。
- ⑬放送・映像設備機器等の運用管理における詳細な事実内容は、倉吉市と協議の上、決定するものとする。
- ⑭業務の実施にあたり、データの漏洩、滅失防止及び事故防止等に十分注意を払うこと。

以上

(参考) 主要機器構成リスト

※機器構成については、仕様書にある目的を達成できる機器構成であること。

制御架等				
	機器	数量	式	備考
	コントロールユニット (ATUC-50CU)	1	台	
	デジタルスマートミキサー (ATDM-0604a)	1	台	
	音声分配器 (DA6)	1	台	
	SD オーディオレコーダ (SS-R250N)	1	台	
	SDHC32GB カード	2	枚	
	音声遅延装置 (ADL-40)	1	台	
	4ch パワーアンプ (Mezzo604A)	1	台	
	HDMI エミュレータ (DM-C4K)	1	台	
	HDMI 分配器 (CRO-UD12A)	1	台	
	HDMI マトリクススイッチャ (US-42)	1	台	
	HDMI→SDI 変換器 (CRO-H2SC)	2	台	
	SDI8 分配器 (CRO-DVD8B)	2	台	

OFDM 変調器 (XHEAD-2)	1	台	
Blu-ray レコーダ (DMR-2W202)	1	台	
10 型液晶モニタ (LCD1015B)	1	台	
1 分岐器 (1DC10FW)	1	台	
HDMI 入力コンセント	1	台	
PoE スイッチングハブ (GA-ML16TCPoE)	1	台	
電源部 (AV-P2803)	1	台	
操作卓 (ALB-30U)	1	式	
マイク・カメラ・テロップ操作 システム (S0-KS-I2)	1	式	電子投票機能追加
発言残時間表示システム (S0-KS-T2)	1	式	
機器設置部材及び接続ケーブル 類	1	式	

場内機器				
	機器	数量	式	備考
	会議マイクユニット (ATUC-50DUa)	35	台	
	LED リング付グースネックマイ クロホン (ATUC-M59H)	35	台	
	投票ユニット (ATUC-VU)	17	台	
	メインスピーカ (GF82I)	4	台	
	スピーカ金具 (GF-WALL)	4	台	
	議場内モニタ 98 型 (LCD-E988)	1	台	
	壁掛け金具 (MH953B)	1	台	
	議場内モニタ 65 型 (LCD-E658)	2	台	
	議場内モニタ用壁掛金具 (MH-653B)	2	台	
	議長、局長、演壇モニタ (LCD1015B)	3	台	
	SDI→HDMI 変換 (SHC-D5)	5	台	
	場内中継用カメラ (AW-UE50W)	3	台	
	カメラ取付金具 (TOKUGATA)	3	台	

ハンドベルトトランスミッター (ATW-dt3102/shh1)	2	台	
ダイナミック型マイクロフォン カプセル (ATW-C510)	2	台	
B 型専用インテリアアンテナ (ATW-A82b)	1	台	
2ch レシーバー (ATW-dr3120hh1)	1	台	
接続ケーブル類	1	式	

(様式1)

プロポーザル参加申込書
(倉吉市議会デジタル議会運営システム導入業務)

令和7年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

(事業者の所在地、名称、代表者の氏名)

所在地

商号又は名称

代表者名

担当者名

電話番号

倉吉市が委託する予定の標記業務提案に参加します。

また、本件に係る実施要領に定める参加資格要件を満たしており、本参加申込書等の記載事項については、添付書類を含め事実と相違ないことを誓約します。

なお、当該案件に係る対応者等は、下記のとおりです。

記

フリガナ 対応者氏名	
対応者勤務先の 所在地、所属等	(-)
電話番号	
FAX 番号	
E-Mail	

(様式2)

業務実績書

過去5年間に会社として受託、履行した主な音響・放送設備関係の契約業務の実績を記載すること。
(デジタル議会運営システムの導入、改修等は、様式3に記載すること。)

会社名 _____

	契約年度	自治体名	業務名	契約金額 (千円)	業務概要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※契約年度が新しいものから記入すること。(最大10件)

(様式3)

デジタル議会運営システム導入業務受注実績書

過去5年間に会社として受託、履行した主な議会デジタル議会運営システムの導入、改修等の契約業務の実績を記載すること。

会社名 _____

	契約年度	自治体名	業務名	契約金額 (千円)	業務概要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※契約年度が新しいものから記入すること。(最大10件)

(様式4)

業務体制報告書

会社名 _____

1. 受託業務の担当者を記入すること。

氏 名		役 職		本業務における担当
所 属		実務年数	年	主担当・副担当
氏 名		役 職		本業務における担当
所 属		実務年数	年	主担当・副担当
氏 名		役 職		本業務における担当
所 属		実務年数	年	主担当・副担当
氏 名		役 職		本業務における担当
所 属		実務年数	年	主担当・副担当
氏 名		役 職		本業務における担当
所 属		実務年数	年	主担当・副担当
氏 名		役 職		本業務における担当
所 属		実務年数	年	主担当・副担当

2. 主担当者について議場システム構築、改修の業務にかかる経歴を記入すること。

	実施年度	自治体	業務名
例	平成〇年度	△△市	△△市議会デジタル議会運営システム導入業務
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※直近の実績から記入すること。(最大10件)